

No	質疑	回答
1	<p>3月に院内感染が終息した交付申請の締め切りは4月5日となっているが、それまでに資料を揃えて交付申請することは困難である。3/30～31が土日であり、4月5日までに病床状況確認表の記入を済ませることも困難である。締め切り延長に応じていただけないか？</p>	<p>速やかに審査を進める必要があることから、締め切り延長は行いません。</p> <p>どうしても資料を揃えることが困難な場合は、4月5日までに可能な範囲で作成できた資料を添付して交付申請することもやむをえません。病床状況確認表も4月5日までに記入可能な範囲で作成することもやむをえません。</p> <p>4月5日までに用意できなかった資料は後日電子メールで追加提出してください。その際は「その他大分県への連絡事項・質疑」にて、病床状況確認表に未記入部分があることや後日資料を追加送付する旨分かるようにお伝えください。</p> <p>(交付金額は、資料追加や未記入部分の追記に基づく額となります。)</p>
2	<p>厚労省によれば感染力を有する期間は発症から5-10日とされている。発症から10日を超える入院は補助対象とならないのか？10日を超えても症状が継続し隔離入院を継続せざるを得ない場合は補助対象とならないのか？病状状況確認表はどのように記入すればよいか？</p>	<p>補助対象となる入院は原則として発症から10日以内です。(発症日0日目として、10日目までの入院にともなう休床や空床が補助対象)ただし10日を超えていても症状が継続し隔離入院を継続せざるを得ない場合は補助対象となります。</p> <p>発症から10日を超過し療養解除のまま入院継続している場合は「既感染者」と記入してください。</p> <p>発症から療養解除が10日を超過し、引き続き隔離が必要な場合はその理由を記入してください。異なる患者が入れ替わり入院しており、療養解除まで10日を超過していない場合は、コロナ患者のまま入院継続している場合と外見上区別できませんのでその旨分かるように記入してください。</p>
3	<p>発症(発症当日は0日目)から10日を超過していても抗原検査が陽性であれば病床状況確認表には「コロナ」と入力すればよいか？</p>	<p>発症から10日を超過していても抗原検査が陽性であることのみをもって「コロナ」とは入力しないでください。</p> <p>ただし発症から10日を超えていても症状が継続しており感染管理上隔離が必要な場合は「コロナ」と入力してください。</p>
4	<p>療養解除や隔離解除当日は病床状況確認表には「コロナ」と入力するのか？「既感染者」と入力するのか？</p>	<p>「コロナ」と入力してください。(ただし前述のとおり発症から10日を超過し隔離継続が必要と判断できる症状がなければ「既感染者」と記入してください。)</p>

No	質疑	回答
5	<p>院内感染終息が1月と判断し1月の締め切り（令和6年2月13日）に間に合うように交付申請したが12月の締め切り（令和6年1月10日）は超過したとする。交付申請後に、県側の審査で「コロナ」が「既感染者」に変わり院内感染終息が12月となった場合は交付申請自体が締め切りを超過したものとして取り扱うのか？ほかの月においても同様か？</p>	<p>交付申請段階における医療機関において認識する院内感染終息時期に対応する締め切りまでに交付申請が間に合えば、締め切り超過という扱いはしません。これはほかの月も同様です。</p>
6	<p>記入例には「コロナ陽性になった日からではなく入院した日から記入してください。（院内感染であることを確認するため）」とある。院内感染者を転床させることもあるが、その場合「コロナ」の前の入院状況が記入できないがどうすればよいか？</p>	<p>転床先の病床にて、コメントを付けるなどして院外からの受け入れではなく院内感染であることがわかるようにしてください。</p>
7	<p>病床状況確認表には院内感染が発生した病棟の全病床の入院について記入しなければならないのか？</p>	<p><u>原則として院内感染が発生した病棟については院内感染によるコロナ入院患者以外の入院状況を把握するため全病床の入院状況を記入してください。</u> <u>時間や労力の関係で全病床の記入が困難な場合は、最低限院内感染者が入院している病床と休止や空床となった病室に限り記入でもやむをえません。</u> <u>（例6以外の理由で休止病床が発生した病室については最低限病室単位で記入してください。）</u> <u>ただしこの場合は、休止理由に応じて病床状況確認表の追記をお願いすることがあります。</u></p>
8	<p>複数の病棟で院内感染による休止病床や空床が発生した場合、病床状況確認表は病棟単位で記入するのか？複数の病棟をひとまとめにして医療機関単位で記入するのか？</p>	<p>複数の病棟をひとまとめにして医療機関単位で記入してください。</p>
9	<p>院内感染による入院患者が入院していた病棟図面は「一般患者とコロナ患者をどのようにゾーニングしたかがわかるように色分けするなどの加工を行ってください。」とある。ゾーニングの範囲は日々変動するが、日々のゾーニング範囲をすべて記入しなければならないのか？</p>	<p>（ゾーニングを行っている場合は）コロナ患者が入院している「レッドゾーン」の最大範囲がわかるように図面を加工してください。</p>
10	<p>以下のような理由で入院制限を行っていた場合の休止理由はどれを選択すればよいか？</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療従事者が感染し出勤できず入院患者受け入れができない。 ・外部から患者を受け入れ院内感染させる事態は許容できないので、やむを得ず入院制限を行った。 	<p>「例6：一時的に患者を受け入れられなくなったため病床を休止せざるを得なかった。」に該当します。 （この際は「<u>その他大分県への連絡事項・質疑</u>」にて入院制限期間を記入してください。入院制限期間中であっても新規入院がある場合は、どのような事情で例外的に入院を受け付けたか記入して下さい。</p>

No	質疑	回答
11	3月に院内感染収束分の交付決定日、交付決定通知書の送付や入金はいつになるか？	交付決定日は令和6年3月31日付となります。交付決定通知書の送付や入金は遅くとも令和6年5月までとなります。
12	新年度に医療機関代表者が変更となる。交付申請時にはどのようにすればよいか？	交付申請は令和5年度までの代表者にてお願いします。 「 <u>「その他大分県への連絡事項・質疑」にて、新年度の代表者をお知らせください。（請求は新代表者からとなるため。）</u> 」
13	HPでは補助の条件として「院内感染による入院患者が最大で1日あたり5人以上であること」とある。院内感染者が5名未満の日は補助対象外となるのか？	連続している院内感染期間中に、院内感染者が5名以上/日となる日が含まれていれば、院内感染者が5名未満の日も補助対象期間に含まれます。
14	「1日あたり5人以上」とあるのは、新たに院内感染が判明した患者が1日あたり5人以上、ということか？ 例：3/1に院内感染者が判明した患者2名、3/2に院内感染が判明した患者が3名で3/1時点で院内感染判明した患者を含めれば5名だがこの場合は「1日あたり5人以上」という条件を満たさないことになるのか？	新たに院内感染が判明した患者が1日あたり5人以上ということではありません。当日以前に院内感染が判明した患者も含めて、院内感染による入院患者が5名以上となる日が院内感染期間に含まれれば補助対象になる、という意味です。 例：3/2時点では3/1時点で院内感染が判明した患者を含め院内感染者5名ですので「1日あたり5人以上」という条件を満たします。
15	最後の院内感染者が療養解除もしくは退院となった当日は補助対象期間に含まれないのか？当日はG-misでは院内感染者数0名として報告するから、補助対象期間に含まれないのではないのか？	補助対象期間に含まれます。G-misは23:59時点のコロナ患者数を報告するため療養解除や退院当日の患者は含みませんが、病床状況確認表は当日の患者を含めて記入してください。本Q&A No4も参照してください。
16	段階Ⅰ（1/12～1/21、2/7～2/27）段階Ⅱ（1/22～2/6）の期間中に県からの要請を受けて確保した病床について交付申請を行った。この期間と院内感染期間が重複するが、院内感染についても別途交付申請することは可能か？	段階ⅠⅡと期間が重複する院内感染についても別途交付申請することは可能ですが、補助対象経費が重複しないように交付申請してください。 例：段階ⅠⅡの交付申請時に2/27 101号室を「休止」として病床状況確認表に記入。→院内感染についても、2/27に101号室を「休止」もしくは「空床」と病床状況確認表に記入すると補助対象経費が重複しますので、このような交付申請は行わないでください。